

函館市条件付き一般競争入札要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 (略) (対象工事等)	第1条 (略) (対象工事等)
第2条 前条に規定する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が <u>130万円</u> を超える建設工事の請負契約ならびに予定価格が <u>50万円</u> を超える測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務の委託契約とする。ただし、当分の間、建設工事に係る調査および設計業務の委託契約に関しては、建築物の建設工事に係るものを対象とする。	第2条 前条に規定する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が <u>200万円</u> を超える建設工事の請負契約ならびに予定価格が <u>100万円</u> を超える測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務の委託契約とする。ただし、当分の間、建設工事に係る調査および設計業務の委託契約に関しては、建築物の建設工事に係るものを対象とする。
2 (略)	2 (略)
第3条～第12条 (略)	第3条～第12条 (略)
様式1－1～様式7 (略)	様式1－1～様式7 (略)
別紙 (略)	別紙 (略)

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。